

寒川町職員の旅費に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号。以下「<u>条例</u>」<u> </u>という。）の施行に関し必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 この規則は、寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号。以下「<u>旅費条例</u>」<u> </u>という。）の施行に関し必要な事項を定める。</p>
(附属する島)	(附属する島)
<p>第2条 <u>条例 </u>第2条第1項第1号に規定する附属する島は、<u>齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いた島</u>をいう。</p>	<p>第2条 <u>旅費条例</u>第2条第1項第1号に規定する附属する島は、<u>本州、北海道、四国及び九州に附属する </u>島をいう。</p>
(加える)	<p><u>（旅費条例第2条第1項第5号で定める者等）</u></p>
(加える)	<p><u>第3条 旅費条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p>
(加える)	<p><u>(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者</u></p>
(加える)	<p><u>(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者</u></p>
(加える)	<p><u>(3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者</u></p>
(加える)	<p><u>(4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者</u></p>
(加える)	<p><u>(5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</u></p>
(加える)	<p><u>(6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</u></p>
(加える)	<p><u>(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用</u></p>

第5条 条例 第6条の規定により内国旅行の旅費を計算する場合において、利用すべき交通機関の順位は、原則として次の各号の順位とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(旅費の精算期間)

第6条 条例第9条第4項 に規定する期間は、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第97条第1項に定める期間とする。

(急行料金等の計算)

第7条 条例第11条の規定による急行料金、特別車両料金及び座席指定料金は、1の急行券、特別車両券及び座席指定券の有効区間ごとに計算する。

(旅行の一部が公用車による場合の旅費)

第8条 旅行の一部が公用車による場合は、条例第18条の規定にかかわらず、公用車以外に利用した交通機関の鉄道賃及び車賃を支給する。

(加える)

(加える)

(加える)

(公用車以外の自動車による旅行)

第9条 公用車により旅行する場合のほか、他の団体等の自動車又は町費により借上げた自動車等による旅行の場合において旅行者個人がその運賃を負担しないときは、公用車による旅行とみなす。

(加える)

(加える)

第6条 旅費条例第6条の規定により内国旅行の旅費を計算する場合において、利用すべき交通機関の順位は、原則として次の各号の順位とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(旅費の精算期間)

第7条 旅費条例第7条第5項に規定する期間は、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第97条第1項に定める期間とする。

(削る)

(削る)

(鉄道賃に係る鉄道)

第8条 旅費条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第9条 旅費条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(旅行雑費)

第10条 条例第27条に規定する旅行雑費には、次の各号に掲げる経費を含むものとする。

(1) 旅券の交付及び査証を受けるために必要とする書類の取寄せに要した経費

(2) 外国旅行の際、旅行者から旅客サービス施設の使用料を徴収する国内の空港を利用する場合には、当該空港において支払う当該使用料

2 旅行者が既に数次旅券を所持している場合には、旅券交付手数料を支給しない。

3 外貨交換手数料は、当該旅行のために支給されるべき旅費額の外貨交換手数料の額を超えることができない。

4 入出国税は、公務上の必要により要する場合に限り支給する。

5 第4条の規定は、旅行雑費の請求等の場合に準用する。

(旅費の調整)

第11条 条例第29条第1項又は第2項の規定により、職員の旅行が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより旅費の額を調整する。

(1) 町の経費以外の経費から旅費が支出されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅行の旅費のうち町の経費以外の経費から支出される旅費に相当する額の旅費は、支給しない。

(2) 町の経費の旅費以外の経費で、旅費の一部又は全部を支弁される場合には、旅費の一部又は全部を支給しない。

(3) 職員が公務の必要上上級の職（特別職を含む。以下同じ。）にある者と同行する場合は、上級の職にある者と同額の交通機関の料金及び宿泊

(航空賃に係る航空機)

第10条 旅費条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(内国旅行の宿泊費基準額等)

第11条 旅費条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議等に出席する場合において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(削る)

料を支給する。

(4) 条例第16条の規定にかかわらず、
共済組合等の厚生施設に宿泊する場
合の宿泊料は8,500円とし、キャンプ
による旅行において宿泊する場合の
宿泊料は、6,500円とする。

(削る)

(5) 寒川町一般職の職員の給与に関す
る条例第9条第3項第1号又は第3号の
規定により算出した交通機関に係る
通勤手当が支給される職員の旅行経
路に、当該職員の通勤手当の額の算
出の基準となった通勤の経路（当該
職員の通勤の経路に係る定期券で乗
車できる経路を含む。）と重複する
区間がある場合は、当該区間に係る
鉄道賃（条例第11条第1項第1号及び
第2号に規定する運賃に限る。）及び
車賃（以下この号において「重複区
間の鉄道賃等」という。）は、支給
しない。ただし、旅行命令権者が重
複区間の鉄道賃等を支給することが
適当であると認めるときは、この限
りでない。

(削る)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(外国旅行の宿泊基準額等)

第12条 旅費条例第21条ただし書に規定
する規則で定める場合は、現に支払っ
た費用の額が宿泊費基準額を超える場
合であって、旅行命令権者が次の各号
のいずれかに該当すると認めるときと
する。

(1) 国際会議（これに準ずるものを含
む。以下この号及び次号において同
じ。）において外国政府、国際機関
その他国際会議の主催者から宿泊施
設の指定があり当該宿泊施設以外に
宿泊することが困難であるとき。

(2) 国際会議に出席するため上級の職
にある者（特別職の職員を含む。以
下同じ。）の外国旅行に同行する者
が上級の職にある者と同一の宿泊施
設に宿泊しなければ公務の運営上支
障を来すとき。

(加える)

(職員以外の者の旅費)

第12条 条例第30条 _____に規定するその他町長が特に必要と認めた場合は、公

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 為替相場の変動その他旅行命令等が発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(渡航雑費の細則)

第13条 条例第24条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第24条に規定する費用に類する又は付随する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして町長が認める費用

(給与の種類)

第14条 旅費条例第28条第3項に規定する給与の種類は、給料条例に規定する給料、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第15条 旅行者が給与条例第9条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(職員以外の者の旅費)

第16条 旅費条例第29条に規定するその他町長が特に必要と認めた場合は、公

務員以外の者が町の機関の依頼に応じ、公務の遂行を援助するため旅行した場合とする。

- 2 条例第30条の規定により旅費を支給する場合における職員以外の者の行政職給料表(1)に相当する職務の級は、用務の内容等を考慮して任命権者がそのつど定める。

(委任)

第13条 (略)

第1号様式 (第4条関係)

別紙のとおり

第2号様式 (第4条関係)

別紙のとおり

務員以外の者が町の機関の依頼に応じ、公務の遂行を援助するため旅行した場合とする。

- 2 旅費条例第29条の規定により旅費を支給する場合における職員以外の者の行政職給料表(1)に相当する職務の級は、用務の内容等を考慮して任命権者がその都度定める。

(委任)

第17条 (略)

第1号様式 (第5条関係)

別紙のとおり

第2号様式 (第5条関係)

別紙のとおり

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(現行)

第1号様式(第4条関係)

申請者

旅行命令簿 (兼請求内訳明細書)

年 月 日

寒川町長 殿

所 属
職員番号
氏 名

次のとおり、出張申請を申請します。

出張期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
出張区分		交通費		宿泊費		
出張先						
用 務						

支払方法			支払予定日		
	交通費	宿泊費	日 当	合 計	
申請額					
仮払金額					

備 考						
-----	--	--	--	--	--	--

添付資料	文 書 名	添付ファイル名	添付

書類注意事項	
--------	--

(現行)

旅行命令簿 (兼請求内訳明細書)

所 属

職員番号

氏 名

利 用 日	出 発 地 ~ 到 着 地	往 復	交 通 費	特 急 料 金 等	移 動 方 法
			距 離 / 金 額	距 離 / 金 額	座 席 指 定 等
		往 復			
		往 復			
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計

差額 (調整) 理由		
		交通費合計

(改正案)

第1号様式(第5条関係)

申請者

旅行命令簿 (兼請求内訳明細書)

年 月 日

寒川町長 殿

所 属
職員番号
氏 名

次のとおり、出張申請を申請します。

出張期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
出張区分		交通費		宿泊費		
出張先						
用 務						

支払方法			支払予定日		
	交通費	宿泊費	日 当	合 計	
申請額					
仮払金額					

備 考						
-----	--	--	--	--	--	--

添付資料	文 書 名	添付ファイル名	添付

書類注意事項	
--------	--

(改正案)

旅行命令簿（兼請求内訳明細書）

所 属

職員番号

氏 名

利 用 日	出 発 地 ～ 到 着 地	往 復	交 通 費	特 急 料 金 等	移 動 方 法
			距 離 / 金 額	距 離 / 金 額	座 席 指 定 等
		往 復			
		往 復			
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計
備考					小 計

差額（調整）理由		
		交通費合計

(現行)

第2号様式(第4条関係)

遺 族 旅 費 請 求 明 細 書

(宛先)	元所属 長	請求者	住 所		職 業	職員との続柄	氏 名		
次のとおり旅費を請求します。							年 月 日		
請 求 額			拾	万	千	百	拾	円	
死 亡 者	所 属 名	算出根拠							
	職								
	給料表の種類								
	職務の級号給							級	号給
	氏 名								

(改正案)

第2号様式(第4条関係)

遺 族 旅 費 請 求 明 細 書

(宛先)	元所属 長	請求者	住 所		職 業	職員との続柄	氏 名		
次のとおり旅費を請求します。							年 月 日		
請 求 額			拾	万	千	百	拾	円	
死 亡 者	所 属 名	算出根拠							
	職								
	給料表の種類								
	職務の級号給							級	号給
	氏 名								